

中小企業支援の今後について

特別顧問 山梨広一
特別顧問 上山信一
特別参与 安川新一郎

1. 中小企業の発展は、各企業の自律的な経営努力によるものであり、都の支援はあくまでその努力を側面支援するものである。また貴重な税金を投入する以上、支援対象となる企業の選定(業種、分野、規模等)、そして自ら最大限の努力をしているか否かを見極めることが必須である。
2. 今回の報告書では、都庁の現行の施策体系が整理された。しかし、「どういう企業(業種別・規模別)のどのようなニーズに対応できているか」までは明らかではない。したがって、施策の棚卸しと評価はいまだ未完と言わざるを得ない。今後は、この点に着目した施策の評価と棚卸し(ミクロベースのマクロ分析)が、都民に対する情報公開と新たな政策づくりの両面で必要となる。
3. 現行の施策の多くは、中小企業振興公社が主に実施しており、公社には海外販路開拓支援事業を含む多種多様なメニューの実施経験、専門人材、そして無形のノウハウが大量に蓄積されている。
4. 公社は目の前の個別の企業ニーズには十分対応してきている。しかし、都としての中小企業戦略が必ずしも明確でない。今後は、現場の実態に精通した公社の知見から出発し、都庁と公社が一体となって具体の支援先企業の実態に根差した、施策の見直しを行うべきある。

5. なお、現行の中小企業支援事業の中には、類似する事業や、スクラップ&ビルド出来ていない事業があると思われる。産業労働局は、今回の施策レベルの棚卸しにとどまらず、いわゆる行革的な視点で他の自治体が行っているような総点検作業(サンセット方式、事務事業評価等)を行うことが不可欠である。
6. なお、都はGDP120兆円の実現に向けた成長戦略を掲げている。都には中小企業が多く、この達成に向け、大きく貢献し得るが、国が掲げる従来型の「中小企業支援」の政策の枠組みは必ずしもこの目的に合致しない。ややもすれば、古典的な“大手の下請け”“メーカー”の救済のみを重視しがちな、国の中小企業振興策の枠組みを脱し、ついでには、東京都独自の新たな戦略の方向性(産業振興戦略)を別途考える必要がある。